

東御市国民保護計画（案）修正箇所一覧

ページ	項目等	修正前	修正後	備考
目次	第2編第2章見出し	避難、救援に関する平素からの備え	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの	修正
目次	第11章見出し	赤十字標章及び特殊標章等の交付及び管理	特殊標章等の交付及び管理	修正
1	第1章1(1)市の責務	...及び県の国民の保護に関する計画...市の国民の保護に関する計画...	...及び長野県の国民の保護に関する計画...東御市の国民の保護に関する計画	修正
2	4 東御市地域防災計画に基づく取り組みの活用	武力攻撃災害等への対応については、災害対策基本法における対応と共通する部分が多いことから、東御市地域防災計画に基づく取り組みのうち活用可能なものについては、活用するものとする。	全文削除	削除
14	2 緊急対処事態	市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定される事態を対象とする。	左に以下文面を追加。 <u>なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。</u> <u>(1) 攻撃対象施設等による分類</u> <u>危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</u> <u>可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、ダム</u> <u>多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</u> <u>大規模集客施設、列車等の爆破</u> <u>(2) 攻撃手段による分類</u> <u>多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</u> <u>ダーティーボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入</u> <u>破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態</u> <u>航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来</u>	修正
17	(3) 市の体制及び職員の参集基準等	【職員参集基準】表中 市災害対策本部体制	【職員参集基準】表中 市災害対策本部体制を削除	削除
22	(2) 体制の整備に当たっての留意事項	「施設・設備面」表	「施設・設備面」表中に次を追加。 <u>・被災現場の画像を収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。</u>	修正

東御市国民保護計画（案）修正箇所一覧

ページ	項目等	修正前	修正後	備考
24	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	【収集・報告すべき情報】表中 1 連絡先その他情報 2 死体の所在	【収集・報告すべき情報】表中 1 連絡先その他必要情報 2 <u>遺体の安置されている場所</u>	
25	同上	【様式第1号】書式	資料編へ	修正
27	1 研修（1）研修機関における研修の活用	...消防大学校、市町村職員中央研修所、 <u>県自治研修所</u> 、 <u>県消防学校等の...</u>	...消防大学校、市町村職員中央研修所、 <u>県消防学校等の...</u>	削除
28	第2章見出し	避難、救援に関する平素からの備え	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	修正
31	6（1）生活関連施設等の把握等	【施設の種類及び所管省庁】表	資料編へ	修正
34	第1章1（1）緊急事態連絡室（仮称）等の	【市緊急事態連絡室（仮称）の構成等】<イメージ>	【市緊急事態連絡室（仮称）の構成等】	削除
35		「緊急事態連絡室（仮称）」は、上田警察署東御市交番、望月警察署大日向駐在所、 <u>同八重原駐在所</u> 、東御市消防署、その他の...緊急事態連絡室（仮称）を設置した旨について、 <u>都道府県</u> に連絡を行う。	「緊急事態連絡室（仮称）」は、上田警察署、望月警察署、東御市消防署、その他の...緊急事態連絡室（仮称）を設置した旨について、 <u>県</u> に連絡を行う。	修正
35		市は、市対策本部の設置指定前にあつては、原因不明の事案が生じ、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、市災害対策本部を設置し、必要な措置を講ずるものとする。	全文削除	削除
35	（3）	<u>（3）</u> 初動措置の確保	<u>（2）</u> 初動措置の確保	修正
36	2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	...市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、 <u>担当課室体制（仮称）</u> を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室（仮称）を設置して、即応体制の強化を図る。	...市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、 <u>総務部総務課体制</u> を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室（仮称）を設置して、即応体制の強化を図る。	修正
37	（3）市対策本部の組織構成及び機能	市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。	市対策本部の組織構成及び各組織の機能は資料編のとおりとする。	修正
38		【市対策本部の組織構成】表	資料編へ	修正

東御市国民保護計画（案）修正箇所一覧

ページ	項目等	修正前	修正後	備考
39		【市対策本部長の補佐機能の編成】表	資料編へ	修正
39		【市の各部課局における武力攻撃事態における業務】 「第2編」「第1章」「第1」「1市の各部課局における平素の業務」に同じ	資料編へ	修正
40	(6) 現地調整所の設置		<p>【実施内容】の次へ【現地調整所の性格について】を加える。</p> <p>【現地調整所の性格について】 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報の共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。） 現地調整所は、事態発生の際において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。</p> <p>現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。</p> <p>現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。</p>	追加

東御市国民保護計画（案）修正箇所一覧

ページ	項目等	修正前	修正後	備考
40	(6) 現地調整所の設置		<p>現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。</p> <p>（注）現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。</p>	追加
43	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	<p>…また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方連絡部長を通じて、当該区域を担当区域とする方面総監を介し、防衛庁長官に連絡する。</p>	<p>…また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長を通じて、当該区域を担当区域とする方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。</p>	修正
46～47	(2)	<p>市長は、東御消防署と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。</p> <p>この場合において、東御消防署は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、…また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員等による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が…</p>	<p>市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。</p> <p>この場合において、上田広域消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、…また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカーの勤務員等による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が…</p>	修正 削除
48	1 避難の指示の通知・伝達	<p>図</p>	<p>図の表題として、「市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達」を追加</p>	追加
49	(2) 避難実施要領に記載する項目	市職員の配置等	市職員の配置、消防職団員の配置等	修正

東御市国民保護計画（案）修正箇所一覧

ページ	項目等	修正前	修正後	備考
50	(5) 非難実施要領の内容の伝達等	...また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する東御消防署長、東御市交番、大日向駐在所、八重原駐在所及び自衛隊地方連絡部長並びにその他関係機関に通知する。...	...また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、上田警察署長、望月警察署長、及び自衛隊地方協力本部長並びにその他関係機関に通知する。...	修正
51	(5) 非難実施要領の内容の伝達等	図	図の表題として、「市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達」を追加	修正
52	(3) 避難誘導を行う関係機関との連携	市長は、非難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、上田警察署東御市交番又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、...	市長は、非難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、上田警察署長、望月警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、...	修正 追加
54	4 想定される避難の形態と市による誘導	(1) 弾道ミサイル攻撃の場合 (2) NBC 攻撃の場合 (3) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。 — — (4) 着上陸侵攻の場合	(1) 弾道ミサイル攻撃の場合 (2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 全文削除により、を に、を に、を に修正 (3) 着上陸侵攻の場合 (4) NBC 攻撃の場合	修正

東御市国民保護計画（案）修正箇所一覧

ページ	項目等	修正前	修正後	備考
57	第6章安否情報の収集・提供 図中の収集項目	<p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>氏名 出生の年月日 男女の別 住所 国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ～ のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） 居所 負傷又は疾病の状況 及び のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>2 死亡した住民 （上記 ～ に加えて） 死亡の日時、場所及び状況 死体の所在</p>	<p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>氏名 <u>フリガナ</u> 出生の年月日 男女の別 住所 国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ～ のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） <u>負傷又は疾病の該当</u> 負傷又は疾病の状況 <u>現在の居所</u> <u>連絡先その他必要情報</u> <u>親族、同居者への回答の希望</u> <u>知人への回答希望</u> <u>親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意</u></p> <p>2 死亡した住民 （上記 ～ 、 に加えて） 死亡の日時、場所及び状況 遺体の安置されている場所</p>	修正
58	2件に対する報告	... <u>様式第1号</u> <u>様式第3号</u> ...	修正
60	2（1）市長への通報	消防署職員は、武力攻撃に伴って...	消防署吏員は、武力攻撃に伴って...	修正
65	2（1）危険物質等に関する措置命令	【対象】 — —	【対象】 <u>（ア）</u> <u>（イ）</u>	修正
68	第8章	...被災情報の第1報を報告する。	...被災情報の第一報を報告する。	修正
70	3（1）水の安定的な供給	水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者として市は、...	水道事業者として市は、...	削除
70	第11章見出し	赤十字標章及び特殊標章等の交付及び管理	特殊標章等の交付及び管理	削除

東御市国民保護計画（案）修正箇所一覧

ページ	項目等	修正前	修正後	備考
70	第11章枠内、【】内	市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章及び特殊標章及び身分証明書…。	市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書…	削除
		【赤十字標章及び特殊標章等の意義について】	【特殊標章等の意義について】	
71		(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等 赤十字標章等（国民保護法第157条） ア 標章 イ 信号 ウ 身分証明書 エ 識別対象 国際的な特殊標章等（国民保護法第158条）	下線部を削除 (1) 特殊標章等（国民保護法第158条）	削除
72	(2) 特殊標章等の交付及び管理	市長 消防長	市長 消防長 水防管理者 ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行うもの ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者	追加
74	3 総合調整及び指示に係る損失補填	補填	補てん	修正
78		警戒・対策本部、警戒・対策連絡会議	全文削除	削除
81		赤十字標章	全文削除	削除
81		トリアージ	全文削除	削除
82		ハイパーN・DMAT	全文削除	削除